

# 財団法人 竜王会館 寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人竜王会館という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を倉敷市児島味野1丁目11番19号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、社会的、文化的事業に財団の施設を公開して地方文化水準の高揚に資するを目的とし併せて塩業に関する文化遺産を保存し、学術研究の助成を行う。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会的文化的目的をもつ行事に対する施設の公開
2. 塩業に関係ある諸資料、古文書等を保存する展示館の設置公開  
登録博物館「野崎家塩業歴史館」の管理運営
3. 瀬戸内海産業文化の研究に関する学術研究の助成
4. その他前条の目的を達成するため必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 別紙財産目録に記載された財産
2. 資産から生ずる果実
3. 寄附金品
4. その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の二種とする。

2. 基本財産は別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。
4. 前2項の財産の決定をする場合において、寄附者の指定がある寄附金品については、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の決議による。

2. 基本財産のうち、現金は、理事会の決議によって、确实な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とし、もしくは确实な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

(資産の処分)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岡山県教育委員会の承認を得て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産で支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれともなう収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て、岡山県教育委員会に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第11条 この法人の事業報告および収支決算は、会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録として作成し、監事の監査を受け、評議員会の承認を受けて、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、毎会計年度終了後3ヶ月以内に岡山県教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて報告するものとする。

(収支予算外の義務負担等)

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、評議員会の議決を受けて、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ岡山県教育委員会の承認を受けなければならない。

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の議決を受けて、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ岡山県教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

(役員の種類別)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

1. 理事 6名以上10名以内（うち理事長1名、常務理事1名）
2. 監事 2名以上3名以内

(役員を選任)

第16条 理事および監事は評議員会でこれを選任し、理事は互選で理事長1名、常務理事1名を定める。

2. 理事のうちには、理事のいずれかの1人と親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
3. 監事には、この法人の理事（その親族、その他特殊の関係のある者を含む）及び評議員（その親族、その他特殊の関係のある者を含む）並びに職員が含まれてはならない。また各監事は相互に親族、その他特殊の関係があってはならない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるときまたは欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき常務を処理する。
4. 理事長と法人との利益が相反する事項については、常務理事が本財団を代行する。

第18条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

第19条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産および会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計および業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および評議員会ならびに岡山県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会の招集を請求し、または招集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または、現任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
4. 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員会の同意及び理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員 の 給与)

第21条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2. 常勤役員に対する報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。
3. 役員には、費用を支弁することができる

#### (評議員)

第22条 この法人には、評議員9名以上13名以内を置く。

2. 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
3. 評議員、理事および監事は、相互に兼務することができない。
4. 評議員のうちには、役員の1人と親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員の1人と親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
5. 第20条及び第21条の規定は、評議員に準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第23条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

#### (職員)

第24条 この法人の事務を処理するため館長、学芸員その他の必要な職員を置く。

2. 館長は、理事をもってこれにあてる。
3. 学芸員その他の職員は、理事長が任免し、担当の事務に従事する。

## 第5章 会 議

#### (招集)

第25条 理事会は毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上または監事から会議の目的事を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2. 会議の議長は理事長とする。

#### (定足数および議決)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決すること

ができない。ただし当該議事に出席できない理事で、当該議事につき書面をもってあらかじめ可否の意思表示した者は、出席した者とみなす。

2. 前項の規定による書面表決による出席は、会議の定足数の半節を超えることができない。
3. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (評議員会)

第27条 次に掲げる事項の議決については、評議員会の議決を受けて、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ岡山県教育委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 収支予算（事業計画を含む）
- (2) 収支決算（事業報告を含む）
- (3) 基本財産の処分
- (4) 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。その他新たな義務の負担および権利の放棄）
- (5) 第4条に掲げる事業以外の事業に関する重要な事項
- (6) 株式または出資に係る議決権の行使
- (7) その他この法人の事業に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

第28条 第25条および第26条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、第25条および第26条中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

2. 評議員会の議長は評議員の互選による。

#### (議事録)

第29条 理事会および評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
  - (2) 理事、評議員の現在員数、出席者数および出席者氏名（書面表決者および表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項および議決事項
  - (4) 議事の経過の概要およびその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更ならびに解散

### (寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現

在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岡山県教育委員会の認可を受けなければ変更することが出来ない。

(解散)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岡山県教育委員会の許可があったときに解散する。

(残余財産処分)

第32条 この法人の解散にともなう残余財産は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岡山県教育委員会の許可を受けて、地方公共団体またはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 補 則

(書類および帳簿の備付け等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 役員、評議員およびその他の職員の名簿および履歴書
  - (3) 財産目録
  - (4) 資産台帳および負債台帳
  - (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
  - (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
  - (7) 処務日誌
  - (8) 官公署往復書類
  - (9) その他必要な書類および帳簿
2. 前項第1号から第4号および第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第34条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

第35条 財団法人竜王会館は、県史跡に指定されている諸施設、及び付帯施設の保守工事・修復工事を目的とする竜王会館修繕費引当預金を設ける。

2. 竜王会館修繕費引当預金は、次の各項の目的にのみ消費することができる。

- (1) 建造物の保守工事・修復工事の費用
- (2) 庭園の植栽に関する工事の費用
- (3) 書画骨董品等の修復費用

3. 竜王会館修繕費引当預金は、理事会の議決を得て支出することができるものとする。

ただし、急を要する場合にあっては、理事長の専決により支出することができるが、事後に理事会の承認を必要とする。

昭和45年11月30日設立許可（岡山県教育委員会）

平成11年 5月14日変更許可（ 同 上 ）

平成13年 7月23日変更許可（ 同 上 ）

平成15年 4月 2日変更許可（ 同 上 ）

平成15年 9月11日変更許可（ 同 上 ）

平成19年 1月23日変更認可（ 同 上 ）